

2016

公民最新資料・データ

第29号 (2016年4月20日現在)

INDEX

資料編

2015年10月～2016年4月のできごと	2
<u>解説</u> ①気になるニュースのキーワードを解説	2
●電力の小売り全面自由化がスタート	
●波紋を広げる「パナマ文書」	
②「イスラーム国(I S)」の脅威と頻発するテロ事件	3
③ミャンマーで民主的な手続きによる政権が誕生	4
④パリ協定の到達点と今後の課題	4
⑤民法の規定をめぐる最高裁判決	5
⑥日銀、初の「マイナス金利政策」を実施	6
⑦消費税の未来——軽減税率の導入と課題	6
⑧マイナンバー制度の導入	7
⑨「保育園落ちた」のは私たち——待機児童問題	7

データ編

第一学習社版

教科書・副教材のデータ更新等	8
①2016年度一般会計予算	
②公債依存度と公債残高の推移	



第一学習社

2015 年 10 月～2016 年 4 月のできごと

(注) ○内の数字は月を示す。下線部①～④は解説の掲載を示す。敬称略。

政治	経済	社会・文化	国際情勢
⑩ 5 日, ⑧社会保障・税番号制度法(マイナンバー法)が施行。日本国内に住むすべての人に12桁のマイナンバーが割り当てられた。 ⑩ 7 日, 安倍首相が内閣改造(第3次改造内閣)。一億総活躍相を新設。 ⑪ 1 日, 約3年半ぶりとなる日中韓首脳会談を実施。今後の定例化で合意。 ⑫ 16 日, ⑤最高裁は、民法の夫婦同姓の規定を合憲、女性の再婚禁止期間の一部を違憲と判断。 ⑫ 28 日, 慰安婦問題で日韓が合意。日本が元慰安婦への支援のため、韓国が設置する財団に10億円程度の拠出を表明。 ① 28 日, 週刊誌での違法献金疑惑報道をめぐる責任をとり、甘利経済再生相が辞任。 ③ 1 日, ⑤最高裁は、徘徊中の認知症男性が起こした事故をめぐる、家族の監督義務を問わないと判断。 ③ 4 日, 普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古移設をめぐる代執行訴訟で、国と沖縄県が和解。政府は埋め立て工事を当面中断。 ③ 27 日, 民主党と維新の党が合流、民進党を旗揚げ。 ③ 29 日, 安全保障関連法が施行。	⑩ 5 日, 日米豪などの12か国が参加するTPP(環太平洋パートナーシップ)協定が大筋で合意。② 4 日, 12か国がTPPに署名。 ⑪ 30 日, 中国・人民元が, 2016年10月からIMF(国際通貨基金)の特別引出権(SDR)の構成通貨となることが決定。 ① 29 日, ⑥日本銀行は、追加の金融政策としてマイナス金利政策の導入を決定。②16日、マイナス金利政策を実施。 ② 5 日, ⑦政府は、消費税率の10%への引き上げにあわせ、軽減税率を盛り込んだ税制改正関連法案を閣議決定。 ② 25 日, 家電大手シャープは経営再建をめざし、台湾の電子機器大手鴻海精密工業の傘下に入ることを発表。 ③ 29 日, ④2016年度一般会計予算が成立。 ④ 1 日, ①電力の小売り全面自由化がスタート。 ④ 5 日, ①「パナマ文書」で、租税回避疑惑を指摘されたアイスランドの首相が辞任。	⑩ 5 日, ノーベル生理学・医学賞に^{おおむらさとし}大村 智, 6 日, 物理学賞に^{かじ た たかあき}梶田隆章が選出。 ⑩ 10 日, ユネスコは, シベリア抑留引き上げの記録である「舞鶴への生還」と国宝「東寺百合文書」を世界記憶遺産に登録。 ⑩ 14 日, 横浜市の大型分譲マンションの傾斜問題で, 工事下請け業者が杭の打ち込み不足などを認めた。 ⑪ 10 日, 日本野球機構は, 野球賭博問題でプロ野球巨人軍の3投手を無期失格処分に。 ② 2 日, 元プロ野球選手・清原和博容疑者を覚醒剤所持容疑で現行犯逮捕。 ③ 22 日, 中央省庁の地方移転に関連し, 数年以内の文化庁の京都への移転が決定。 ③ 26 日, 北海道新幹線が開業。 ③ 28 日, ⑨待機児童問題に対する世論を受けて、政府は緊急対策を発表。 ④ 14 日, 熊本県で最大震度7の地震が発生。以降, 熊本県と大分県を中心に地震が相次ぐ。	⑩ 29 日, 中国は1979年からの人口抑制策である「一人っ子政策」の廃止を発表。 ⑪ 13 日, ②フランス・パリ中心部で銃乱射や爆発が相次ぐ。一連の事件に「イスラム国(IS)」が犯行声明。 ⑪ 20 日, ③ミャンマーで民政移管後、初の総選挙が実施され、野党・国民民主連盟(NLD)が大勝。 ⑫ 12 日, ④COP21(国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議)で、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとしてパリ協定を採択。 ① 6 日, 北朝鮮が水爆実験を実施。4度目の核実験。 ① 12 日, ②トルコ・イスタンブールで爆発テロ。14日、インドネシア・ジャカルタで自爆テロ。ともに「イスラム国」の犯行と断定。 ③ 20 日, オバマ米大統領がキューバ訪問。現職の米大統領として88年ぶり。 ③ 22 日, ②ベルギー・ブリュッセルで同時テロ。「イスラム国」が犯行声明。

解説

1

気になるニュースのキーワードを解説

●電力の小売り全面自由化がスタート

これまで、家庭や商店向けの電気は、電気事業法に基づき、居住地域ごとの電力会社(全国10社)が販売していた。しかし、10社による独占では、電気料金が下がらないなど、サービス面での不満が消費者から指摘されてきた。そこで、2016年4月から、電気の小売業への参入が全面自由化され、競争が活性化されることとなったのである。

電力の小売り全面自由化により、家庭や商店を含むすべての消費者は、電力会社や料金プランを自由に選択できるようになった。経済産業省の登録を受けて電力事業に新規参入した事業者も279社にのぼる(2016年4月7日現在)。さまざまな事業者が電力の小売りに参入することで、電気とガス、電気と携帯電話などの組み合わせによるセット割引など、ライフスタイルにあった料金プランが提案された。

●波紋を広げる「パナマ文書」

2016年4月、中米パナマの法律事務所から内部文書が流出し、波紋を広げた。流出した文書は「パナマ文書」と呼ばれ、各国の首脳や著名人が税負担を軽減するためにタックスヘイブン(租税回避地)を利用している実態を暴露するものであった。特に、パナマ文書で指摘された政治指導者に批判が集まり、なかでもアイスランドのグンロイグソン首相は辞任に追い込まれた。納税者の多くが納税の義務を果たすなか、税金を課す側の政治指導者がタックスヘイブンを使って税負担を軽減しているという道義的責任が問われたのである。また、タックスヘイブンの利用自体は合法であるが、脱税などの犯罪にも利用されている可能性を懸念する声もある。そのため、タックスヘイブンを規制する動きも強まっている。



●「イスラーム国(I S)」の思惑^{おもわく}

「イスラーム国(I S)」のきっかけは、2003 年のイラク戦争によりイラク国内が混乱したためといわれる。武装テロ組織であった I S は徐々に勢力を拡大し、2011 年の「アラブの春」によるシリアでの民主化運動においては、スンニ派の反政府組織^{かたん}に加担し、シリアにも勢力を拡大していった。シリアとイラク国境で領土を拡大した I S は、2014 年に「イスラーム国」の国家樹立^{じゅうりつ}を一方的に宣言した。

I S は、石油などの確保によって経済的にも自立し、財政基盤も整っており、インフラの整備も進んでいる。しかし、「イスラーム国」はあくまで自称であって、イスラーム世界から認められた訳ではなく、ほとんどのイスラーム諸国は I S のテロ活動を批判している。

I S は、「失われた^{しん}真のイスラーム国家を建設する」ことを名目にしている。I S は、イラクとシリアの国境を認めていない。その理由は 20 世紀初頭までさかのぼる。当時、中東を支配していたオスマン帝国は、第一次世界大戦で敗戦し、事実上解体した。その際、これらの地域をイギリスとフランスは、自国の都合によって、民族や宗派を無視して国境線を決めてしまったのである。イラクはイスラームのスンニ派、シーア派のほかにも、アラブ人と対立するクルド人が混在する国家となった。こうした背景^{もと}の下、I S は、残忍^{ざんにん}な行為を繰り返しているのである。

このような状況から、連日、I S などイスラーム過激派組織のニュースを目にする。しかし、ムスリム(イスラームの信徒)のほとんどは、過激派とは関係のない、穏健^{おんけん}で命を大切にする人々であることを忘れてはならない。

●ヨーロッパでテロ事件

2015 年 11 月、フランス・パリで同時多発テロ事件が発生した。レストランやロックコンサートが開催されていた劇場、サッカーがおこなわれていたスタジアムなどが狙われ、死者 120 人以上、負傷者約 300 人という犠牲者を出す大惨事となった。この大惨事に、フランスのオランド大統領をはじめ、各国の首脳が非難声明を出し、フランスは I S の犯行であると断定した(I S も犯行を認めた)。

また、2016 年 3 月には、ベルギー・ブリュッセルの国際空港と地下鉄の駅で同時に爆発テロ事件が発生した。死者は 30 人を超え、負傷者も 300 人以上といわれている。I S は事件後、すぐに犯行声明を出した。なお、原子力発電所が狙われていたともいわれている。

ベルギーはイスラーム系の移民が多く、そのなかでも過激派が約 500 人潜伏^{せんぷく}しているといわれていた。2015 年の年末には、テロを計画していたといわれる 2 人を逮捕するなど、ベルギー政府は厳戒態勢^{げんかいせい}を敷いていた。それだけに、テロを未然に防ぐことの難しさ^{うづ}が浮き彫りとなった。

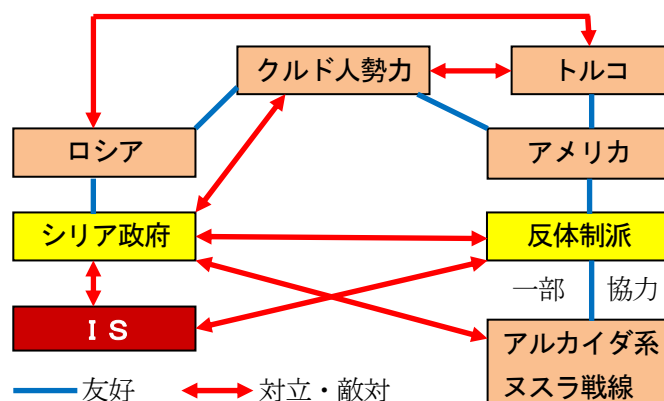
●今後も懸念されるテロ事件

なぜ、I S によるこのようなテロ事件がヨーロッパで起こったのだろうか。アメリカをはじめ西側諸国は、I S はアメリカ同時多発テロ事件を起こしたアルカイダと異なり、西側諸国を攻撃することに重点を置いていないと分析していた。実際、パリの同時多発テロ事件まで、I S はエジプトやレバノンなど、中東諸国を中心にテロをおこなっていた。しかし、I S がわずかな期間にイラクとシリアに支配地域を広げていたことから、西側諸国へのテロ行為も十分考えられたといえる。

ヨーロッパに難民殺到^{きつとう}

反政府活動が活発化していたシリアやリビアなどでは、その混乱に乗じて「イスラーム国(I S)」の勢力も拡大した。そのため、多くの人々が難民として、安全を求めてヨーロッパへ逃げようとした。EU(欧州連合)加盟国では、公平な難民の受け入れを検討しているが、それぞれの国の状況もあり、足並み^{そり}は揃っていない。

2016 年 3 月現在、シリア難民は 480 万人、国内避難民は 660 万人にのぼるといわれる。なお、内戦前の 2011 年、シリアの人口は約 2,200 万人であった。



▲シリア内戦の友好・敵対関係図 2016 年 4 月現在、I S は政府軍やクルド人勢力との戦いに苦戦している。なお、クルド人勢力は自治政府の樹立を宣言した。

ミャンマーで民主的な手続きによる政権が誕生

●軍事政権からの歴史的な政権交代

2016年3月、東南アジアのミャンマーで、アウンサンスーチー氏が党首を務める国民民主連盟(NLD)による政権が発足した。軍事政権が長く続いたミャンマーでは、半世紀ぶりに民主的な手続きで文民政権が成立した。

ミャンマーは、1948年にイギリスから独立(当時はビルマ)したが、政治・経済ともに不安定な状態が続いた。1962年には、ミャンマー国軍によるクーデターが発生し、国軍が実権を握る社会主義政権が成立した。1988年に民主化要求デモによって社会主義政権は崩壊したが、デモを鎮圧した国軍が再び実権を掌握し、軍事政権を成立させた。軍事政権は民主化運動を弾圧し、その指導者であったスーチー氏を計15年間、自宅に軟禁した。しかし、軍事政権の民主化運動への弾圧は国際社会から非難を浴び、軍事政権も民主化に向けて舵を切ることとなる。2010年には、20年ぶりに総選挙を実施し、二院制の議会を誕生させ、2011年に民政に移管した。そして、2015年の総選挙で、野党・NLDが全議席の6割弱を獲得する大勝を収めたのである。

●最高実力者スーチー氏と権力を温存したい国軍

民主化を進める新政権でも、ミャンマー国軍は影響力を保持している。これは、2011年の民政移管に先立ち、2008年に制定された憲法で、当時の軍事政権が、国軍の政治に関わるしくみを残したためである。国軍に副大統領や国防、内務などの重要3閣僚の事実上の任命権を与え、国会の4分の1の議席を軍人議員に割り当てるなどの憲法の規定があげられる。また、外国籍の家族がいる人物は大統領になれないという規定も設けており、夫(故人)と息子が英国籍のスーチー氏は、選挙後すぐに大統領にはなれなかった。

これに対し、スーチー氏は、海外メディアでの「大統領の上にたつ」との発言どおり、外相など4閣僚を兼務し、新設の国家顧問として実権を握った。しかし、今後の円滑な政権運営や民主化を進めるための憲法改正は国軍の協力がなければ実現できず、国軍との信頼構築が当面の課題となっている。ミャンマー独立の英雄アウンサン将軍の長女として、軍事政権への非暴力の抵抗を貫いたスーチー氏に国民の期待が高まるなか、その政治手腕が問われている。

パリ協定の到達点と今後の課題

●パリ協定とは？

パリ協定とは、2015年12月、フランス・パリで開かれたCOP21(国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議)において採択された、地球温暖化対策に関する新たな枠組みのこと。1997年に採択された京都議定書以来の法的拘束力をもった枠組みとなる。

●パリ協定の内容

- ・「産業革命以前と比べ、世界的な平均気温上昇が2℃を十分下回るようにする。さらに1.5℃以内に抑えるよう努力する」との長期目標を掲げた。
- ・先進国のみに温室効果ガスの排出量削減を義務づけていた京都議定書とは異なり、参加する196の国と地域すべてを削減の主体とした。

長期目標は、気温上昇が2℃以上になると環境に大きな影響があるとされることが、海拔が低く地球温暖化の影響を受けやすい国々が、気温上昇を1.5℃以内に抑えるよう求めたことに配慮したものとなった。

また、中国、インドをはじめとする新興国や発展途上国

の排出量割合が増えている現状にあわせ、すべての締約国が削減に取り組むことを重視した。削減目標の設定は各国に任されている。各国は目標達成に関して義務づけられていないが、5年ごとに削減目標を提出・更新し、国内での対策を実施することが義務づけられた。長期目標に向けた全体の進捗は、締約国会議において5年ごとに確認される。

このほか、先進国から発展途上国への資金提供の義務も、引き続き盛り込まれた。

なお、パリ協定の発効には55か国以上の批准と、批准国の温室効果ガス排出量が世界全体の55%以上を占めることが条件となっている。

●今後の課題

すべての締約国が削減に取り組む枠組みができたことは大きな前進である。しかし現在、産業革命以前と比べて世界平均気温はすでに0.8℃程度上昇しており、効果的な対策をとらなければ今世紀末までに4℃程度上昇するとの見方もある。また、現在各国が発表している目標では、気温上昇を2℃以下に抑えられないため、各国には、長期目標に向けて継続的に削減目標を更新していく努力が求められる。

●「女性再婚禁止期間」と「夫婦同姓」をめぐる憲法判断

「家」制度が定められた明治時代から続く民法の規定めぐって、2015年12月、最高裁判所が憲法の「法の下の平等」(第14条1項)と「両性の本質的平等」(第24条2項)に違反するかどうかの憲法判断を示した。この民法の規定とは、「女性再婚禁止期間」と「夫婦同姓(氏)」である。

民法(2016年4月現在)

第733条【再婚禁止期間】1項 女は、前婚の解消又は取消の日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

第750条【夫婦の氏】 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

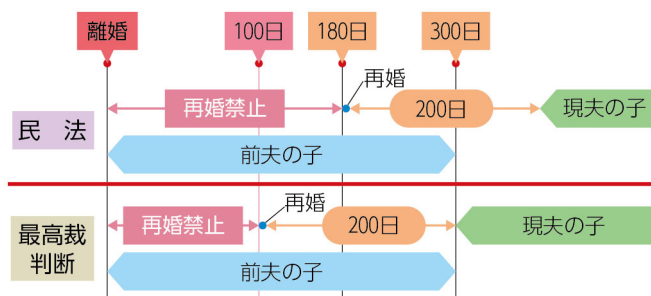
①「100日を超える女性再婚禁止期間規定」は違憲

民法に6か月(180日)の再婚禁止期間の規定があるのは、離婚後に生まれた子が前夫の子なのか、再婚後の夫の子なのかを明確にし、父子関係をめぐるトラブルを防止するためである。しかし、同法772条2項の規定によって「離婚後300日以内は前夫の子、結婚後200日以後は現在の夫の子」とされるので、父親の推定が重複するのを避けるためには、再婚禁止期間は100日間で足りるはずである(下図参照)。

今回の最高裁判決では、父子関係を確定するために100日を超えて再婚禁止期間を設けることは「医療や技術が未発達だった時代には不合理とはいえないが、現在では合理性を欠く」として違憲とされた。この判決は「100日間の再婚禁止期間」を合憲とするものであったが、「父子関係をめぐってトラブルになる可能性がない場合は、再婚禁止期間を設ける必要がない」とする一部の裁判官の補足意見もあった。

この判決を受けて、再婚禁止期間を短縮するよう民法が改正される予定だが、これに先立って、各自治体では離婚後100日を超えた婚姻届が受理されるようになった。

第772条【嫡出の推定】2項 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。



▲民法(2016年4月現在)の再婚禁止期間と最高裁判決

②「夫婦同姓規定」は合憲

一方、「夫婦同姓規定」について、最高裁は合憲と判断した。この判決では、「夫婦のどちらの姓を選ぶかは、夫婦間の合意に基づくものであり、夫婦同姓規定に男女間の不平等が存在するわけではない」とされた。また、「婚姻による改姓によって、社会的な不利益を受ける場合があることは否定できない」としつつ、「こうした不利益は、旧姓の通称使用が広く普及することで一定程度は緩和される」とした。

もともと、最高裁は選択的夫婦別姓制度を違憲とした訳ではなく、夫婦の姓に関する制度のあり方は国会で判断される事柄であると述べている。また、15人の裁判官のうち、すべての女性裁判官(3人)を含む5人が夫婦同姓規定は違憲であるとした。夫婦別姓をめぐっては世論も賛否が分かれており、引き続き議論されるべき問題である。

質問：選択的夫婦別姓制度を導入するために法律を改正してよいのか？

年	1996	2006	2012
改正してもよい	32.5%	36.6%	35.5%
婚姻前の姓を通称として使用できるように改正することはかまわない	22.5%	25.1%	24.0%
改正する必要はない	39.8%	35.0%	36.4%

▲選択的夫婦別姓制度に関する世論調査(内閣府資料)

●認知症高齢者の家族に監督責任義務はあるか？

認知症の男性(当時91歳)が徘徊中に列車にはねられて死亡した事故をめぐり、JR東海が男性の妻と長男に損害賠償を求めている訴訟で、2016年3月、最高裁は「家族に賠償責任はない」との判決を下した。

民法第714条では、認知症の高齢者など責任能力のない者が第三者に損害を与えた場合、監督義務者が賠償責任を負うが、監督義務者がその義務を怠らなくても損害が生じたときは免責される、としている。今回のケースでは、家族に賠償責任があるかどうかは、日常生活や介護の実態などを総合的に考慮して判断されるべきとした。その上で、男性の妻は要介護認定を受けており、また、長男は仕事で県外に居住しており、二人とも男性を監督できる状況にはなかったため、監督義務者にあたらないとされた。

認知症の高齢者が起こした事故について、家族に一律に賠償責任を負わせると、在宅介護を敬遠する人が増えるという意見がある一方、幅広く免責すると、事故被害者の救済が難しくなるという指摘もある。高齢化が進むなか、今回のような事故は増加することが予想される。介護者の負担軽減と事故被害者の救済をどうするか、課題が残された。

日銀、初の「マイナス金利政策」を実施

●マイナス金利政策とは何か？

2016 年 2 月、日本銀行(日銀)は、これまでの「量的・質的金融緩和」に加えて、「マイナス金利政策」を導入した。日銀によると、「量」「質」「金利」の 3 つの次元で緩和手段を駆使して、金融緩和を進めるとしている。

マイナス金利政策 市中金融機関が中央銀行に預けている当座預金の金利をマイナスにすること。通常は、預金をすれば金利の分だけお金が増えるが、マイナス金利が適用されると、その分だけお金が減ることになる。

具体的には、市中金融機関が日銀に新たに預ける当座預金の金利が+0.1%から-0.1%に引き下げられた。すでに積み立てられている日銀当座預金の金利は、これまでどおり+0.1%、準備預金制度の下で定められている預金額などの金利はゼロとされ、マイナス金利が適用されるのは、当初、日銀当座預金の約 4%分に当たる 10 兆円程度であるとされた(その後、対象金額は拡大した)。

海外では、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行(ECB)や、スイス、デンマーク、スウェーデンがマイナス金利政策を採用しているが、日本では今回が初めてである。

●マイナス金利政策の目的とその影響

マイナス金利政策の目的は、市中金融機関から企業や個人への貸し出しを増やすことである。日銀当座預金の金利がマイナスになれば、市中金融機関は日銀に一定以上の預金をするのと損するため、余分なお金を貸し出しに回すようになる。また、マイナス金利の影響によって、市中金融機関の貸し出し金利も下がり、企業や個人はお金を借りやすくなる。こうして、世のなかにお金が大量に出回れば、消費や投資が増えて、景気が良くなることが期待されている。

しかし、マイナス金利政策導入後、期待されたほどの成果はまだ出ていない。市中金融機関は大量の資金を貸し出しに回すよりも、国債購入にあてているとみられる。実際、新規発行の 10 年物国債の価格は上昇し、長期金利(正確には利回り)がマイナスとなった。この影響で、住宅ローン金利が低下したが、預金金利もゼロ近くまで低下しており、現時点で消費者に対するプラスの効果は限定的である。

また、株価と外国為替相場は、海外における経済状況の悪化から株安・円高傾向となっており、マイナス金利政策が景気上昇に結びついていない。マイナス金利政策の功罪については、今後の検証が待たれるところである。

消費税の未来——軽減税率の導入と課題

●軽減税率の対象となるものは？

2016 年 2 月、消費税の軽減税率に関する税制改正関連法案が閣議決定された。法案の内容は、2017 年 4 月に予定されている消費税率の 10%への引き上げに際して、①「外食と酒類を除く飲食料品全般」と、②「週 2 回以上発行される新聞で、定期購読契約されているもの」には、消費税率を現在の 8%に据え置くというものである。

●軽減税率の目的は？

軽減税率の目的は、低所得者の税負担を軽くすることにある。一般的に、所得が低くなるほど、所得に占める生活必需品の購入額の割合は高くなるといわれる。そのため、すべての財やサービスに対して消費税率が一律であれば、低所得者ほど重い税負担となる。これを「逆進性」というが、生活必需品に対しては消費税率を低く抑えて、「逆進性」を緩和するのが、軽減税率の役割である。海外では、消費税(付加価値税)に軽減税率を導入している国が多い。

●懸念される問題点

軽減税率の適用範囲をめぐるのは、「外食」かどうかの線引きが分かりにくいという声がある。ファストフード店では、持ち帰りには 8%の軽減税率が適用されるが、店内で食べれば「外食」とみなされて、税率は 10%となる。一方、コンビニで包装された弁当を買って、イトインコーナーで食べても 8%であり、ファストフード店との違いが見えにくい。また、ファストフード店で持ち帰りとして購入した客が、店内で食べた場合のトラブルなども想定される。

店側にとっては、商品ごとに異なる税率が適用されることで、経理作業が煩雑になることが懸念されている。そのため、一定の期間は経理を簡素化できる特例が講じられることになった。しかし、厳格な経理(いわゆるインボイス方式)を義務づけなければ、店側が納める税額が、本来の納税額より少なくとも済んでしまうという「益税」の問題が発生するという批判もある。

●マイナンバー制度とは？

マイナンバーは、日本に住民票のあるすべての人に割り当てられた無作為の12桁の番号で、「公平・公正な社会の実現」・「国民の利便性の向上」・「行政の効率化」を目的として導入された。これらを定めた社会保障・税番号制度法(マイナンバー法)は、2013年5月に成立し、2015年10月に施行された。施行月から個人番号通知カードの配達が始まり、2016年1月からはマイナンバーが行政事務や手続きに用いられている。

マイナンバーの導入で得られるメリットは、大きく分けて二点ある。第一に、社会問題となっている、不当な税負担逃れ・行政サービスの不正受給をなくすることができる点である。政府は、国民の収入を把握しやすくなるため、税金をまんべんなく徴収でき、困っている人々に対する支援を手厚くおこなうことができるようになる。第二に、官民双方の行政事務や手続きが効率化・簡素化する点である。行政は事務が効率化されることで国民のニーズに応えやすくなり、国民は煩雑な書類手続きが最

低限で済むようになる。また、被災者台帳の作成など災害時におけるマイナンバー利用への期待も高い。

●マイナンバー制度への懸念と今後の動向

マイナンバー制度には批判の声も多い。政府のセキュリティ対策に対する不信任、個人情報の不正取得によるなりすましなどの犯罪に巻き込まれる恐れ、行政機関による監視の強化などの不安などが指摘されている。これらの不安から、国を相手にマイナンバー制度の差し止めと慰謝料を求める訴訟が、各地で起こされている。

今後、政府は、マイナンバーの利用拡大を検討しており、現在、自治体間での一部医療データの引き継ぎや、個人の預貯金口座とマイナンバーの結びつけ(当初は任意、いずれ義務化の方針)の実施を決定している。さらに民間への拡大も視野に入れている。しかし、結びつけられる個人情報の範囲が拡大すると、個人情報が漏洩するリスクが高まるばかりか、プライバシーの侵害、情報管理強化にともなう政府の監視社会化につながる恐れがあると見て、これを危惧する声もある。

●2016年、改めて注目された待機児童問題

都市部を中心に、希望しても子どもを認可保育所に入れることができない待機児童問題が深刻化している。2016年2月、認可保育所の選考に落ちた親が投稿したブログが注目された。このブログは匿名であったが、インターネット上には「保育園落ちたの私だ」とキーワードをつけた書き込みがあふれ、多くの人が同じ問題をかかえていることが改めて浮き彫りになった。

●待機児童問題の背景

厚生労働省は、2015年4月段階の待機児童数を2万3,167人と発表している。しかし、この数には国の基準を満たす認可保育所に入れなかったために親が育児休暇を延長したり、認可外保育所に入れたりした場合の数が含まれないため、実際より少ない数であると指摘されている。

待機児童問題の背景には、共働き世帯の増加がある。ライフスタイルの変化だけでなく、経済情勢の悪化などにより、必要に迫られて共働きを選択する家庭も増えている。各自治体は認可保育所を増やすなどの対応を進めているが、

それを上回る勢いでニーズが高まっており、供給が追いついていない。また、低い給与や長い勤務時間など保育士の待遇が悪いため離職率が高いことや、騒音問題などで保育所の建設予定地は近隣住民の反対にあいやすいことなども問題になっている。そのため、認可保育所を増やそうにも、簡単には増やせない現実がある。

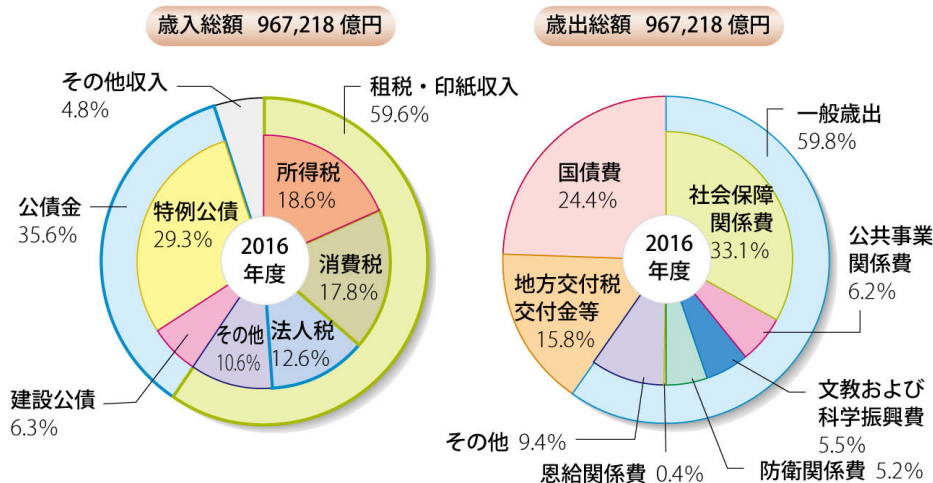
●待機児童問題解決のために

2015年、企業に女性の登用を促す女性活躍推進法が制定され、日本経済の活性化のために女性の社会進出がますます重要視されている。待機児童問題の解決は、女性の社会進出を促進し、それにより生活が安定することから少子化の改善にもつながると考えられている。

2016年、待機児童問題に対する世論の怒りを受けて、政府は、一時預かりの活用や子どもの受け入れ枠の拡大などにより、待機児童の解消をめざす取り組みを発表した。しかし、抜本的な解決には程遠く、その道筋はなかなか見えない。待機児童問題は一部の親だけの問題ではなく、日本全体の問題として解決に取り組むことが求められている。

第一学習社版 教科書・副教材のデータ更新等

①一般会計予算 (財務省資料)

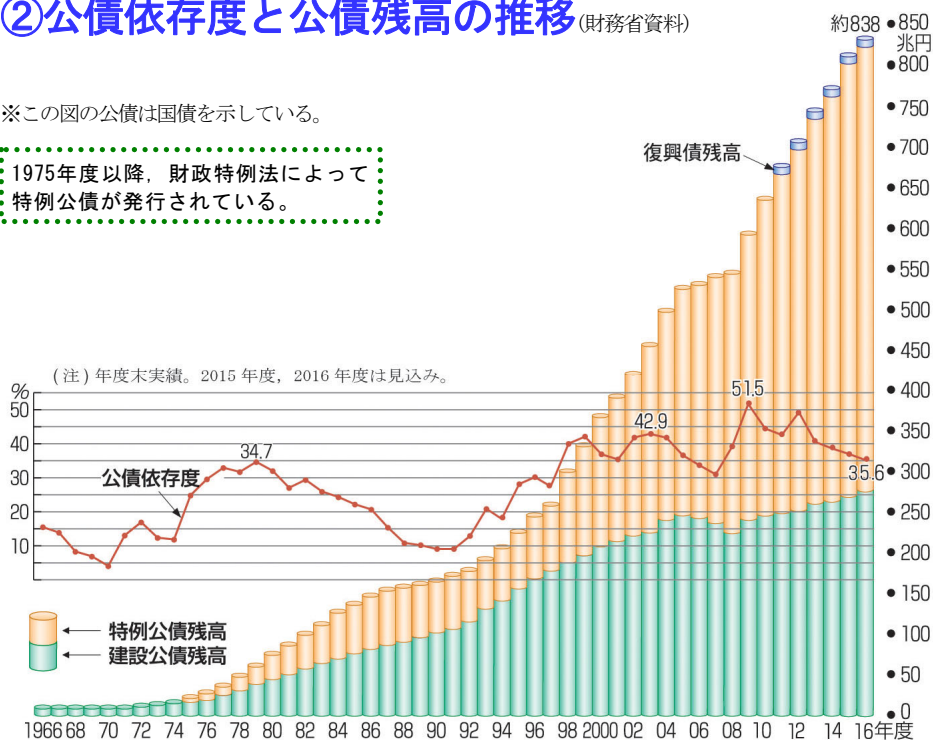


解説 2016年3月29日、2016年度一般会計予算が成立した。総額は96兆7,218億円で、当初予算としては4年連続で過去最高となっている。安倍内閣は子どもをもつ女性や高齢者も働きやすい「一億総活躍社会」を掲げ、その実現のための関連予算(特別会計を含む)に約2.4兆円をあてる。また、離島防衛の強化などを理由に、防衛関係費も過去最高の5兆円台となった。一方で、歳入の約4割にあたる34兆4,320億円を借金である公債金(国債)が占めている。

②公債依存度と公債残高の推移 (財務省資料)

※この図の公債は国債を示している。

1975年度以降、財政特例法によって特例公債が発行されている。



解説 日本の公債(国債)残高は年々増加しており、2016年度の公債残高は年度末に838兆円に達する見込みである。これは一般会計税収の約15年分に相当する額であり、国民1人当たりで計算すると約664万円になる。また、日本の債務残高(国・地方の合計)は対GDP比で200%を超えており、先進国のなかでも突出した額である。将来世代への負担をこれ以上増やさないためにも、財政再建は急務である。

第一学習社の
公民教科書・
副教材

現行 教科書	現社 311	現代社会
	現社 312	新現代社会
	政経 301	政治・経済
	倫理 305	倫理

改訂 教科書	現社 321	改訂版	現代社会
	現社 322	改訂版	新現代社会
	政経 309	改訂版	政治・経済
	政経 310	新政治・経済	
	倫理 310	改訂版	倫理

副教材	最新現代社会資料集	新版
	クローズアップ現代社会	新版
	最新政治・経済資料集	新版
	テオリア最新倫理資料集	